抑長光寺ト云ハ、武作寺ノ事也、○中略法興元世二十一年壬子二月十八日、太子○聖徳ト妃○高橋ト相共ニ、彼寺ニ御幸シテ、○下略

〔長等の山風附錄ニ〕源平盛衰記なる、近江國長光寺の緣起を語れる文に、○中略此は、そのかみ彼寺の緣起文によりて記せりと聞ゆるに、其法興元世廿一年壬子といへるは、今己が考たる說に合ひがたし、其はまづ、法興元世といへる世字の論は、さばらく除て、廿一年壬子とある干支年次によりて、推し撿るに、聖德太子のおはしましける、御世の壬子は、崇峻天皇の五年にて、かの速見の湯の碑文の、法興二年に當れば、廿一年と云へるに合はず、かの佛光後の銘を、法興元世の一年とせむにも、其廿一年は、舒明天皇の十三年辛丑に當りて、干支も合はざるが上に、聖德太子薨給ひて、廿年の後なれば、是も合はず、すべて件の緣起の趣、古書どもに見えたる事實にも、さらに合はず、有べくもあらぬ事どもにて、いと妄浪なるを思へば、既く其寺の僧徒が造言にて、彼善光寺如來に賜ひたる、聖德太子の文の類にて、かの佛光後の銘を、法興元世と讀なれたる說によりて、干支年次をだに考ずして、謾りに造言せるものなりけり、かくて其年號○法興は、次の推古天皇の御世かけて、厩戸皇子の攝政のほどまで用ひ給へるを、いはゆる法興元卅一年に、皇子薨給ひて、後おのづから廢みぬるなるべし、但し此年號も、後の例のごとき重事として、天下に遵用ひさせ給へるにはあらで、一時の嘉號の如くなりけるが上に、もはら馬子などが申し行ひたる事なるべければ、是も史には除かれたるなるべし、然はあれど、是ぞ年號と稱ふものゝ創には有るべき、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年十月丁亥朔、治部省奏言、勘撿京及諸國僧尼名籍、或入道元由、披陳不明、或名存綱帳、還落官籍、或形貌誌厶、既不相當、總一千一百二十二人、准量格式、合給公驗、不知處分、伏聽天裁、詔報曰、白鳳以來、朱雀以前、年代玄遠、尋問難明、亦所司記注、多有粗略、一定見名、仍給公驗、